

2025年8月5日

附属学校教諭（正規職員・幼稚園）の公募について

国立大学法人お茶の水女子大学長
佐々木 泰子（公印省略）

このたび、お茶の水女子大学附属幼稚園において、下記の要領により教諭（正規職員・幼稚園）を公募します。ご希望の方は書類を調べて期限内にご提出下さい。

記

1. 職名及び人員 教諭 1名
2. 所 属 お茶の水女子大学附属幼稚園
3. 勤務場所 （契約締結時）
国立大学法人お茶の水女子大学
住 所：東京都文京区大塚2丁目1番1号
最 寄 駅：東京メトロ丸ノ内線茗荷谷駅又は有楽町線護国寺駅から徒歩7分
（変更の範囲）
本学が定める場所
4. 職務内容 （契約締結時）
幼稚園教育全般・研究、及び園務分掌
大学と附属学校園の連携に関わる研究・教育への参加 等
（変更の範囲）
本学が定める業務
5. 応募資格 (1) 幼稚園教諭一種免許状を取得していること
(2) 専任教員を1年以上経験していることが望ましい。
6. 採用予定日 2026年4月1日以降手続き完了日（任期の定めなし（定年制適用））
試用期間：採用日から1年（職務内容、労働条件は同じ）
7. 就業時間 8時30分～17時15分（休憩60分を含む）の就業を基本とし、1年間の変形労働時間制を適用する。
8. 休日・休暇 国立大学法人お茶の水女子大学職員勤務時間、休暇等に関する規程による。
休日：土曜日、日曜日、国民の祝日、その他（12月29日～1月3日）を基本として、別途勤務日及び勤務時間表による。
休暇：年次有給休暇、病気休暇、特別休暇
9. 給 与 国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程に基づき支給する。
10. 諸手当 地域手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、超過勤務手当、特殊勤務手当及び期末・勤勉手当 等、国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程に基づき支給する。＊ただし、通勤距離が2km未満の場合は通勤手当を支給しない。また採用日が月の中途

の場合は通勤手当、住居手当及び扶養手当は翌月から支給する。

11. 退職手当 国立大学法人お茶の水女子大学職員退職手当規程に基づき支給する。
12. 加入保険 労災保険、雇用保険、文部科学省共済組合に加入する。
13. 雇用主 国立大学法人お茶の水女子大学長
14. 受動喫煙を防止するための措置に関する事項
キャンパス内全面禁煙
15. 提出書類 (1) 履歴書（所定のフォームを使用すること）
(2) 教員免許状の写し（教員免許の更新講習修了者は修了確認証明書の写しも提出）
(3) 以下のテーマについて、それぞれ A4判1枚程度にまとめたもの
① 国立大学法人お茶の水女子大学の附属校である本園を志望する動機
② これまでの教育実践・研究の概要
③ 着任後に取り組みたい教育実践・研究（大学と附属学校園が連携した研究・教育に対する抱負を含めてまとめること）
なお、(1) (2) (3)は、書式をA4判に統一すること。
(4) 保育実践や研究等の業績がある場合は、現物、別刷り又は写しを計3編まで。
ただしそれがない場合は、卒業論文や修士論文等の概要での代替を可能とする。
(5) 返信用葉書（書類受理通知用、宛先明記のこと）
(6) （応募書類返送用封筒） ※【備考】2 参照
16. 選考方法 附属学校部に設置する附属学校教員選考委員会が選考を行う。
(1) 第1次選考 書類による選考
※選考結果は、10月14日（火）頃までに本人宛に通知します。
(2) 第2次選考 第1次選考合格者に対してのみ、10月21日（火）に面接および模擬保育による選考を行います。
※実施の詳細は、第1次選考合格者に、第1次選考結果と併せて通知します。
なお、面接等に係る旅費、宿泊費等は応募者の負担とします。
17. 提出期限 2025年9月26日（金）必着
18. 提出方法 封筒表面に「附属幼稚園教諭 応募書類在中」と朱記し、書留又は簡易書留で郵送のこと。
19. 提出先 〒112-8610 東京都文京区大塚2丁目1番1号
お茶の水女子大学附属幼稚園長 出口 哲生 宛
20. 問合せ先 お茶の水女子大学附属幼稚園 副園長 高橋 陽子
(TEL 03-5978-5881 FAX 03-5978-5882 MAIL takahashi.yoko@ocha.ac.jp)

【備考】

1. 応募書類に、虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となります。

2. 応募書類は、本公募の用途に限り使用し、提出いただいた個人情報には正当な理由なしに第三者へ提供することは一切ありません。なお、応募書類は返却いたしません。選考終了後、大学が責任を持って廃棄しますので御了承ください。ただし、応募書類の返却を希望する場合は、必ず、返送用封筒（切手等貼付、返送宛先明記）を同封してください。

3. 本学は、次世代育成支援対策推進法（第13条）に基づく基準適合一般事業主（子育てサポート企業）として、厚生労働大臣の認定を受けています。「くるみんマーク」は、認定の証です。



「くるみんマーク」

履 歴 書

西暦 年 月 日 現在

写真を貼る位置

1. 縦 36～40 mm
横 24～30 mm
2. 本人単身胸から上
3. 裏面のりづけ

ふりがな		電話番号 携帯電話番号
氏 名		
生年月日 西暦 年 月 日 (満 才)	※性別	
ふりがな		電話番号 携帯電話番号
現住所 〒		
Email アドレス		
ふりがな		電話番号
連絡先 〒 (現住所以外に連絡を希望する場合に記入)		

年	月		年	月	学 歴 ・ 職 歴 (項目別にまとめて記入)
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			

年	月	免 許 ・ 資 格

【記入上の注意】

※年号は西暦で記入する。また、項目を満たしていれば、行数などの体裁は適宜変更可能とする。

※「性別」欄：記載は任意です。未記載とすることも可能です。

※学歴の欄には、高等学校以降の学歴について全て記入すること。

※職歴の欄には、最終学校卒業等の月の翌月から、空白期間がないように記入すること。

なお、在宅期間については、勤務先の欄に「在家庭（**のため）」と記入すること。

（**には求職中、専業主婦/主夫、療養中などの理由を記入する）

※免許・資格の欄には、教員免許に関することは必ず記入すること。

※社会活動の欄には、ボランティア活動やアルバイトなどの経験、委嘱を受けた委員などに関して記入すること。特に記すべきことがない場合は空欄で構わない。

※受賞歴の欄には、全国レベルに相当する催しでの入賞や、国や都道府県による表彰などの有無について「有・無」のどちらかを○で囲み、「有」の場合は年月とその内容を記入すること。

※刑罰・処分歴の欄には、罰金以上の刑に処せられたこと又は懲戒処分若しくは分限処分を受けたことの有無について、「有・無」のどちらかを○で囲み、「有」の場合は、判決確定年月日等又は処分年月日とその内容（例：「児童・生徒等に対するわいせつ行為による懲戒免職処分」「部活動での体罰による減給処分」）を記入すること。

※学校教育法第九第一号にいう「禁錮以上の刑に処せられた者」には、

①禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間

②禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく 10 年を経過するまでの間の期間

にある者も含まれるため、記入に当たって留意すること。

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第九条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者